

令和元年度

保育等子育ち環境充実事業費補助金

臨時枠（園児等交通安全緊急対策事業）

募 集 要 領

申請受付期間 令和元年7月5日（金）～ 8月30日（金）

（受付時間：上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時）

京都府・京都府教育委員会

1 補助金の概要

本補助制度は、京都府内に所在の施設等を利用する児童（以下「園児等」という。）を交通事故から守るため、園児等が利用する施設等の敷地外において日常的に行われる、集団で移動する活動（以下、「施設外活動」という。）の交通安全対策に資する事業を支援するものです。

（1）補助対象事業者

本事業は、京都府内に所在する幼児教育施設、児童福祉施設等の運営者を対象とします。

なお、本事業は園児等の交通安全対策を急務に行う必要があることから、公立施設についても対象としています。

[対象となる施設等]

- ア 幼稚園
- イ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
- ウ 放課後児童健全育成事業
- エ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- オ 認可外保育施設
- カ 認可保育所
- キ 児童厚生施設
- ク 認定こども園

（2）事業期間

令和元年5月8日から令和2年3月31日までに行われる事業を対象とします。

ただし、事業実施に要する経費の支払（手形等の決済（口座からの引落とし）を含む。）は、令和2年3月31日までに完了することが必要です。令和2年3月31日以降の支払は、補助対象になりません。

（3）補助対象経費

補助対象経費は、園児等の施設外活動に係る交通安全対策の実施に直接必要となる経費です。

なお、施設等の運営に要する経常的な経費は対象となりません。

[補助対象経費（例）]

- ・施設外活動の交通安全対策に関する職員研修費
- ・施設外活動に使用する安全反射ベストや安全旗、園児用ヘルメット、散歩車（業務用避難車）等

[対象とならない経費（例）]

施設職員の人件費（給与等）、借入金及び支払利息、公租公課（消費税など）、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

※他の補助金等との併給調整について

園児等の施設外活動に係る交通安全対策のための事業を実施するに当たり、国や府等の公的な補助金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、原則として本補助金の対象にはなりません。

2 補助率等

- (1) 補助基準額 上限20万円
- (2) 補助率 2分の1以内
- (3) 補助上限額 10万円 ※交付額は千円単位とし、端数は切り捨てます。

なお、補助金は、予算の範囲内で交付しますので、申請のあった事業が全て採択されるとは限りません。また、採択されても申請された金額の全額が交付されるとは限りません。

3 申請手続き等

(1) 提出書類

以下の書類をすべて提出してください。申請時には、すべての必要書類が整っていることを確認してください。【(★)の書類については代表者印の押印が必要です。】

- 交付申請書（第1号様式） (★)
- 収支予算書（第1号様式 別紙1）
- 口座振替依頼書（第1号様式 別紙2） (★)
- 事業計画書（第2号様式）

「未就学児施設等における施設外活動の安全点検調査票」の写し
または、「散歩コースなど児童移動路の安全点検調査票1、2」の写し
積算根拠資料（見積書・カタログ等（仕様の確認できるもの））

※交付申請書等の様式は、京都府のホームページからダウンロードできます。

（ホームページアドレス <http://www.pref.kyoto.jp/kosodate/news/kosodati.html>）

なお、提出書類の返却はいたしません。また、申請資格、申請内容などに偽りがあった場合は、受付後であっても申請を取り下げいただくか、却下となります。

(2) 申請・問い合わせ窓口

施設等の種別 (1(1)に記載の種別)	窓 口	
私立幼稚園	京都府文化スポーツ部 文教課	京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 電話番号：075-414-4516
公立幼稚園	京都府教育庁 指導部保健体育課	京都市下京区中堂寺命婦町1-10 京都産業大学 むすびわざ館4階 電話番号：075-414-5872
児童発達支援事業所、 放課後等デイサービス 事業所	京都府健康福祉部 障害者支援課	京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 電話番号：075-414-4633
1(1) ウ〜クに掲げる 施設等	京都府健康福祉部 こども・青少年総合対策室	京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 電話番号：075-414-4581

(3) 受付期間

令和元年7月5日（金）～令和元年8月30日（金）（必着、締切厳守）

（受付時間：上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時）

※締切直前は大変混雑しますので、お早めに御相談ください。

4 補助金の支払

補助金は、事業完了後に、実績報告書の提出を受けてから行います（精算払）。

5 その他

- (1) 交付決定を受けた後に事業内容を変更する場合は、上記の申請窓口にあらかじめ御相談いただいた上で、変更承認申請書（第3号様式）を提出してください。
- (2) 交付決定を受けた後に事業を中止（廃止）する場合は、上記の申請窓口にあらかじめ御相談いただいた上で、事業中止（廃止）申請書（第4号様式）を提出してください。
- (3) 本事業により取得した資材等は、京都府の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、または担保等に供することはできません。
また、補助事業が終了した後であっても、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の取得財産を処分しようとするときは、京都府の承認を受けなければなりません。財産処分を行った際、当該取得財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付しなければなりません。
- (4) 補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）等に違反する行為等があった場合には、補助金の交付決定の取消し、不正の内容の公表等を行うことがあります。